

びんごクリエイターズラボ企画運営業務委託仕様書（案）

1 業務名称

びんごクリエイターズラボ企画運営業務

2 業務の目的

備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市）では、転出超過が継続しており、中でも10代後半から20代前半の若者が進学や就職といったタイミングで圏域外に転出する傾向がみられる。

そうした中、備後圏域内の高校や大学等では、学生が様々な技術や知識を学び、研究活動に取り組んでいる。また、圏域内には、製造業のほか、デザイナー、イラストレーター、映像制作者、プログラマー、写真家、作家、音楽家などのクリエイターが多様な分野で活躍している。

これらを踏まえ、圏域内の教育機関（高校・大学等）・企業・クリエイターに共通するテーマのもとに各主体をつなぎ、共に研究や制作活動を行い、そこから生まれた（クリエイトした）ものを発表する場を創出することを通じてそれぞれの魅力を互いに知り、若者に圏域で「学び」「働く」といった選択肢を増やしてもらうことで、若者の圏域への定着につなげていくことを目的とする。

また、これらの活動を通じて、圏域内の高校や大学の魅力向上につなげる。

3 履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）1月31日まで

4 業務場所

福山駅周辺の集客施設

5 びんごクリエイターズラボ

(1) 概要

備後圏域内のクリエイター（※）とクリエイター、大学生・高校生とクリエイター、大学生と高校生などによる共同研究、共同制作活動の実施及び成果（制作物など）の発表や交流の機会を提供する場などを開催する。

（※）芸術作品だけでなく、「ものづくり」として何かを生み出していく職業（技術者、職人、専門的な技能を持つ人々や企業）を含む。製造業のほか、デザイナー、イラストレーター、映像制作者、写真家、作家、音楽家、プログラマーなど、多様な分野で活躍する人々が該当

(2) 実施回数・実施期間

共同研究・共同制作活動 1回以上

- | | |
|--------------|--------|
| 成果発表及び交流イベント | 1 回 |
| 制作物展示 | 1 週間以上 |
- (3) 入場料
- 無料

6 委託内容

(1) びんごクリエイターズラボの企画

ア 企画立案

- ・当該事業の目的に応じたイベントの企画立案及び実施計画の作成
- ・共同研究、共同活動の内容及びコラボレーションの企画
 - 5 (1)に挙げているような活動の企画
 - 教育機関（高校・大学等）、企業の魅力を最大限引き出すマッチング
 - クリエイター（圏域内外、技術者や職人も含む。）とのマッチング
 - クリエイター同士のコラボレーション
 - 体験の場の創出（ワークショップ）

- ・交流が広がるようなネットワーキングの企画

イ 出展者の募集・調整（発注者が指定する者の出展調整を含む。）

- ・クリエイターの掘り起こし
- ・出展者の募集（教育機関（高校・大学等）・企業・クリエイターに対する声かけを含む。）
- ・出展者との調整の段階から、出展者等からの問合せに対応すること。

ウ 広報及びプロモーション活動

- ・出展者の募集とは別に、来場者に向けた宣伝の実施

エ アンケート

- ・出展者及び参加者に対するアンケートの企画・実施（属性、満足度、参加のきっかけなど）

(2) びんごクリエイターズラボの運営

ア 会場の確保

- ・福山駅周辺の集客施設を確保すること。

イ 会場レイアウトの企画・立案・作成

- ・会場全体のレイアウトを企画・立案し、作成すること。

ウ 出展者への説明

- ・出展者に対して、事前にプログラム、会場レイアウト、ブース、物品搬入、駐車場、会場設備、控室、問合せ先などの説明を行うこと。

エ 会場設営及び制作物の搬入

- ・制作物などの搬入及び会場設営を行うこと。
- ・会場設営は、出展者及び来場者の安全が確保されるよう行うこと。
- ・原則出展者の来場時間までに会場設営を完了すること。

- ・作品の搬入及び会場設営に当たっては、会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従い、出展者（制作者）と調整しながら行うこと。

オ 会場運営

- ・受注者は、参加者の安全を確保したうえで会場運営を行なわなければならない。
- ・出展者及び参加者の問合せに対応できるよう会場全体にスタッフを配置すること。
- ・イベントの運用について、全てのスタッフが問合せや緊急事態に対応できるよう確実に共有すること。
- ・会場運営にあたっては、会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従うこと。
- ・本業務遂行中に、受注者が福山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに福山市にその状況及び内容を書面により報告し、全て受注者の責任において処理解決するものとし、福山市は一切の責任を負わない。

カ 会場及び制作物の撤収

- ・イベント終了後速やかに会場及び備品の撤収を行うこと。
- ・会場及び制作物の撤収は、会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従い、出展者（制作者）と調整しながら行うこと。

キ 実施内容の記録

- ・本イベントの記録用及び広報用の写真を撮影すること。
 - ※ 広報資料等に掲載することを想定した写真を積極的に撮影すること。
 - ※ 著名人が出演する場合、当該著名人等または所属事務所等と写真の使用許諾に関する交渉を行うこと。

(3) その他

- ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。
- イ 業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ウ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。
- エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。
- オ 受注者は、業務と連携して行われる発注者の他の取組に協力すること。
- カ 共同研究、共同活動による制作物は制作者に帰属するものとする。
- キ 受注者は、善良な管理者の注意をもって制作物を管理しなければならない。本業務遂行中、制作物に破損、盗難等が生じた場合、受注者は制作者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、制作者が第三者から損害賠償を受けられる場合又は制作者が損害賠償を請求しないこととした場合についてはこの限りでない。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。
 - ア ビンゴクリエイターズラボ実施マニュアル（出展者要項など）
 - イ ビンゴクリエイターズラボに関する打合せ、調査、協議、検討資料
 - ウ ビンゴクリエイターズラボ実施内容報告書（A 4 判縦、必要に応じて画像や表の挿入など）※パンフレットのようにデザインレイアウトを施したものではない。
 - エ その他発注者が指示するもの
 - オ 上記ア～エの電子データ
- (2) 成果品の納入先は福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室とする。
- (3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議の上決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。ただし、共同研究、共同活動による制作物は制作者に帰属する。

8 その他

- (1) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、イベントの一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するもの。
- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (9) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。